

# 令和5年度 新潟県国公立高等学校等 『奨学のための給付金』 (家計急変申請) についてのお知らせです

家計が急変した世帯に対し、授業料以外の教育費を支援するための給付金のご案内です。

## 新型コロナウイルス感染症の影響などで、保護者（主に両親）等の収入が減少したことにより家計が急変した世帯を対象とします。

※9月頃ご案内予定の通常申請には該当しない（令和5年度の住民税所得割額は非課税ではない）が、所得が減少して非課税世帯相当まで家計が急変した世帯が対象です。

<対象となる世帯（対象要件）>

基準日（申請日等で変わります）において次のすべての要件に該当する世帯が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響などで保護者（主に両親）の収入が減少し、保護者それぞれの住民税が非課税相当※となった世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯は対象外）  
※保護者それぞれの年収見込額等が下の表の基準額以内になることをいいます。
- ② 生徒が高等学校等就学支援金の受給資格者であること  
（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えないこと。）
- ③ 保護者等が新潟県内に在住していること

扶養親族人数 (扶養している配偶者・ 子・父母等の人数)	年間収入基準額 (給与所得者世帯)	年間所得基準額 (給与所得者以外の世帯)
0人	100万円未満	45万円未満
1人	170万円未満	112万円未満
2人	221万円未満	147万円未満
3人	271万円未満	182万円未満
4人	321万円未満	217万円未満
寡婦及びひとり親の場合等 (扶養親族2人以上を除く)	204万円未満	135万円未満

\*この表以上に扶養人数がいる場合はお問い合わせください。

収入のある保護者がそれぞれ、この表の基準額未満であることが要件です。

<生徒一人あたりの支給額> 家計が急変した月や申請日により支給額は異なります。

<対象となる申請書類>

奨学のための給付金受給申請書  
家計急変の発生事由証明する書類  
家計急変前の収入を証明する書類  
家計急変後の収入を証明する書類  
扶養親族の人数・年齢の確認書類  
振込口座登録申込書書類（必要者のみ）

◆詳細は新潟県HPでご確認ください◆

奨学のための給付金(家計急変  
世帯対象) 新潟県

検索

【申請書類等入手方法】在学する学校事務室で入手してください。

【提出期限】毎月月末×（最終×切は令和6年1月末です。）

【提出場所】在学する学校事務室

## お問い合わせ先

新潟県就学支援金等支給事務センター（新潟県教育庁財務課内）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-280-5143、025-280-5097

（受付時間：9時～17時（土日祝日を除く））

